

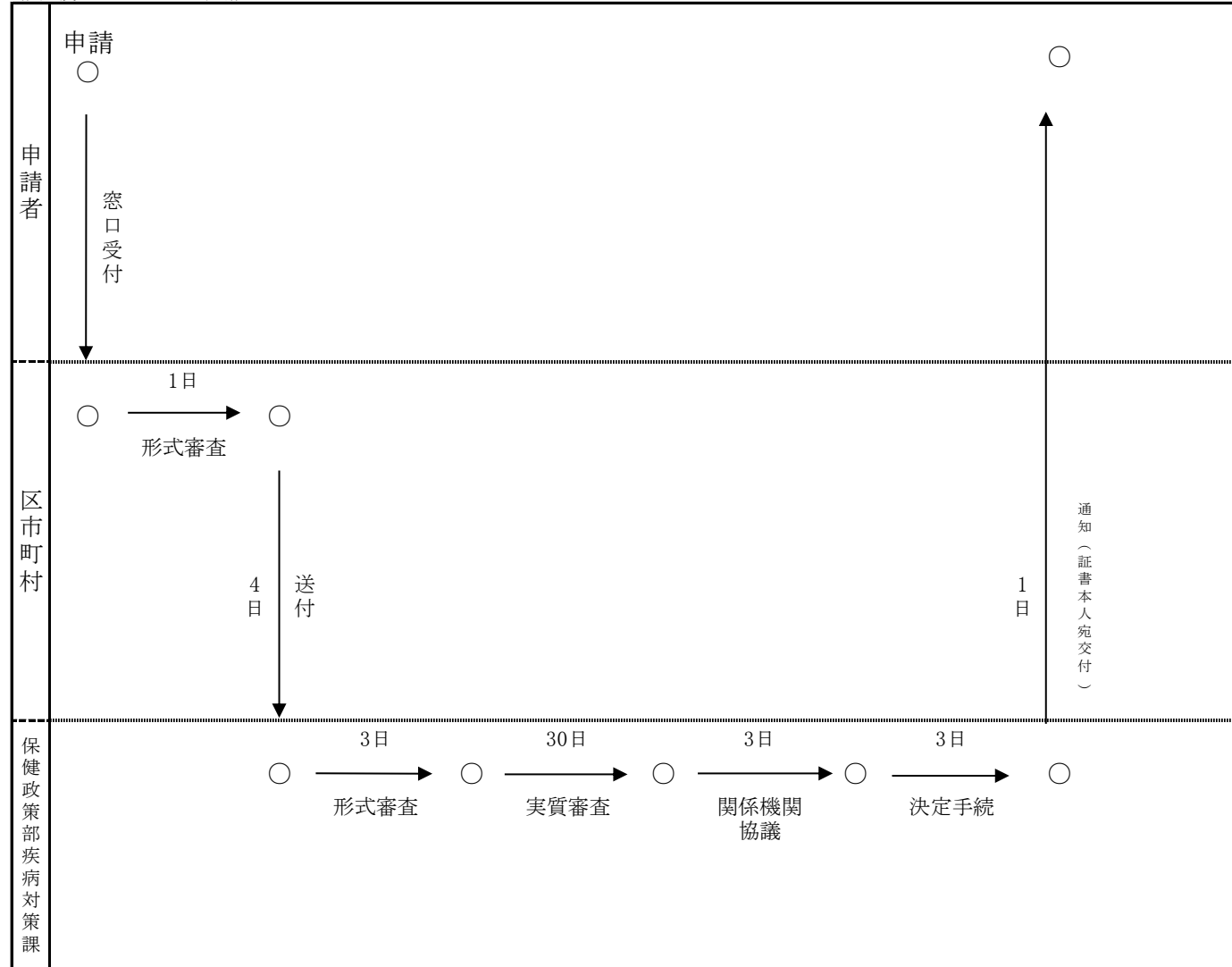
事務処理フロー図

事務名	原子爆弾被爆者各種手当支給認定
根拠法令	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条から第34条まで

作成部署 福祉保健局保健政策部疾病対策課被爆者援護担当
電話32-932

標準処理期間計 45日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の記載事項、添付書類等の確認
2	送付	形式審査終了後、申請書を処理機関である保健政策部疾病対策課へ送付
3	実質審査	審査基準を満たしているか、認定審査会にて医師による審査
4	関係機関協議	手当認定について保健政策部疾病対策課内にて協議
5	決定手続	審査の結果に基づき、諾否を決定
6	通知	申請者に通知
7		
8		
9		
10		